

団体 訴権への展開

特定適格消費者団体 消費者支援機構関西(KC's)が設立20周年を迎えます

特定NPO法人消費者支援機構関西(KC's)

消費者契約法が改正され、適格消費者団体に消費者契約についての不当な勧誘行為や不当条項の差止請求が認められたのは2006年5月のことでした。改正消費者契約法は、その翌年6月に施行されています。消費者支援機構関西(KC's)は、適格消費者団体としての活動を目指して、2005年12月3日に設立されました。その後、2007年8月23日に消費者機構日本(COJ)とともに、わが国で最初の適格消費者団体としての認定を受けることができました。また、消費者の集団的被害回復制度の担い手となる特定認定を2017年6月21日に受けています。KC'sは、設立から20周年を迎えようとしています。いよいよ大人になった消費者団体(現在は、大人になる年齢は法的には18歳になってきていますが)としての活動が求められることになります。でも、これまでそうだったように、消費者に寄り添った着実な活動を続けて、それを消費者の皆さんにきちんと情報提供する。そうした誠実な活動を通して、これからの消費者と社会に希望を届ける存在でありたいと思っています。

2025年のKC'sの総会でも、これからの活動を踏まえて、改めて適格消費者団体のこれまでの活動の成果と課題とを、町村康貴先生(特定適格消費者団体 消費者支援ネット北海道〈ホクネット〉理事・成城大学法学部教授)に語っていただきました。以下は町村先生の研究成果です。

適格消費者団体は、この間、全国に26団体が活動するまでになっています。2007年から2024年までの間に適格消費者団体は、事業者には是正を求める1369件の申入れを行っています。その79%で何らかの是正が図られました(表1参照)。なお、KC'sでも年平均で8.5件の申入れを行っています。差止訴訟に至ったのは95件で、申入れの約7%になります(表2参照)。KC'sも集団的被害回復を含めて、現在3件の訴訟を係争中です。訴訟の結果は、適格団体の主張が認められた認容が21%、逆に主張が否定された棄却あるいは却下が22%で、ほぼ拮抗しています(表3参照)。

消費者庁の試算ですが、適格消費者団体の活動を通して18年間で200億円を超える被害の未然防止が実現しています。消費者が気づいているかどうかはともかく、消費者にとって公正な契約環境が適格消費者団体の活動を通して実現してきているのです。一方で、適格消費者団体の予算では平均22万5748円の年間の会議費等が計上されています。弁護士などの専門家や会議に基づく必要なコストを加味すると、本来は会議費等として年間約170万円が必要となるはずで、実際に専門家等に支払われている額は全体の13%強。いわば残りの約86%はボランティアによって、適格消費者団体の活動が担われていることになります。適格消費者団体の大切な活動が継続的に行われるためにも、消費者の理解と参加、それに活動への社会的支援が、次の10年のためにも必要ではないかと思います。

KC'sは、これからの特定適格消費者団体としての活動の夢を語り、課題を整理するための「20周年記念シンポジウム」を2025年12月6日(土)に開催する準備をすすめています。事務局長として草創期を支え、昨年までは理事長を務めていただいた西島秀向氏による「振り返り」を踏まえて、カリスコス アントニオス先生(KC's理事・龍谷大学法学部教授)をコーディネータとして夢と課題を語るシンポジウムを企画中です。詳細は、KC'sのWebサイトに案内させていただきます(<https://www.kc-s.or.jp/>)。ぜひ、ご注目、ご参加いただけますようお願い申し上げます。

表1 1369件の申入れ(2007～2024)

是正あり	79%
事業終了	5%
是正なし	12%
その他(不明)	4%

表2 差止訴訟

41条書面	201件
提訴	95件

表3 訴訟の結果

認容	21%
棄却・却下	22%
和解	42%
認諾	7%
取下げ	7%

